

## 第4回大田市農業委員会総会議事録

1、日時 平成30年4月23日（月） 13：30 開会  
15：35 閉会

2、場所 大田市役所 4階 第2委員会室

3、出席委員（16名）

1番	杉本勝徳	3番	森脇公二郎	4番	竹下正也
5番	奥 雅守	6番	武田廣司	7番	福田佳代子
8番	戸嶋総一	9番	坂根 正	10番	田原洋司
11番	岩谷洋司	12番	戸島長四郎	13番	落合政顕
14番	大谷成志	15番	漆谷幸男	16番	三谷 薫
17番	山下 傳				

4、欠席委員（1名） 2番 古志泰博

5、提出議題

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について  
議案第1号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について  
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第5号 地籍調査実施に伴う農地の地目変更等について（久手⑦地区）  
議案第6号 農用地利用集積計画による利用権等の設定について  
議案第7号 農用等の利用の最適化の推進に関する指針について

6、その他

- (1) 平成30年度農業関係予算説明（農林水産課）
- (2) 農振除外等申出手続における協力について（農林水産課）
- (3) 平成30年度事業計画について
- (4) 専門委員会について
  - ・地域農業研究委員会（4階第2委員会室）

・情報調査研究委員会（4階会議室）

7、出席職員

本会議に出席した職員は次のとおりである。

農業委員会事務局	事務局長	渡邊義雄
	事務局次長	長谷卓治
	係長	白石利伸
	主任	鉦久美
	主任	三島貴子

## 議 事

- 局 長 只今から第4回大田市農業委員会総会を開会いたします。  
始めに会長のあいさつをお願いいたします。
- 会 長 (会長あいさつ)
- 局 長 それでは、総会次第に従いまして会議を進めたいと思いま  
す。進行の方は、会長をお願いいたします。
- 会 長 そういたしますと、只今より第4回の総会を開会いたしま  
す。  
本日の欠席委員さんは、2番古志委員のみで、出席委員は  
16名であり、会議の方は成立しております。  
続きまして、議事録署名委員の指名をさせていただきます。  
7番の福田委員、8番の戸嶋委員よろしくをお願いいたします。  
続いて、月間報告に移ります。渡邊局長よろしくをお願い  
いたします。
- 局 長 それでは報告いたします。3月総会から本日までの経過報  
告です。  
3月27日(火)、第113回島根県農業会議の臨時総会、  
市町村農業委員会会長、事務局長研修会が松江市で開催され、  
田原会長と三谷事務局長が出席しております。  
3月29日(木)、農業委員会だより「ええひより」を発行  
しました。  
4月6日(金)30a超えの農地転用案件の現地確認が行  
われました。  
4月10日(火)島根県農業会議常設審議委員会が松江市  
で開催され、田原会長が出席されております。また、事務局  
から説明者として長谷次長が出席しました。  
4月17日(火)農業委員・農地利用最適化推進委員研修  
会、平成30年度第1回ブロック会議、平成30年度第1回  
ブロック長会議、平成30年4月運営委員会を開催しました。  
本日4月23日(月)第4回農業委員会総会を開催して  
おります。  
今後の予定です。  
5月10日(木)島根県農業会議常設審議委員会が松江市  
で開催されます。

5月中旬に運営委員会を市役所で開催予定としております。報告事項につきましては、以上です。

会 長 はい。ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思います。議事の進行を農地法関連は、いつものように山下代理の方で進行をお願いいたします。

代 理 はい。それでは農地法関連の議案の取りまとめをさせていただきます。資料の2ページでございますが、報告第1号農地法第18条第6項の規定による解約通知について、事務局の説明をお願いいたします。

次 長 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による解約通知につきましては、2件でございます。

番号1番、川合町でございます。

川合〇〇〇〇番、1,039㎡は、平成29年3月7日から平成33年12月31日まで、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権が設定されておりました。

この度、借借人が耕作困難となったため、平成30年3月15日に合意解約されたものであります。

番号2番、大森町でございます。

二〇〇番、二〇〇番〇、合計1,497㎡は、平成29年3月7日から平成32年2月5日まで、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権が設定されておりました。

この度、借借人が労力不足により耕作できなくなったため、平成29年12月31日に合意解約されたものであります。

以上でございます。

代 理 はい。担当委員さんの方で、解約後の農地利用について情報がございましたら発表してください。

3 番 解約することを忘れていたということで、今年になって解約したということで、この土地につきましては、今後、〇〇さんが田んぼを作られるということを聞いております。

8 番 はっきりわかりませんが、水上町の〇〇さんのご息が作られるようなことを聞いております。

代 理 お聞きのように、2つの事案とも引き続き耕作される方がおられるようです。

続きまして、議案第1号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について事務局より説明をお願いします。

白石係長 議案第1号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定につきまして、今回は1件でございます。

本案件につきましては、農地法施行規則第17条第2項の適用における空き家付き農地にかかる下限面積について、地番指定を行うものでございます。

番号1番、静間町関係でございます。

指定を受ける農地は、静間町〇〇〇番〇〇、畑、192㎡でございます。

申請地は、JFしまね大田水産物地方卸売市場の南東約200mに位置しており、県道静間久手停車場線と市道新田1号線の南側の交差点から市道に入り、約90m北東に向かった所でございます。市道の東側に申請地があり、その北隣に空き家バンク登録された住宅がございます。

申請者は、相続により当該空き家と申請地を取得しましたが、県外に居住しているため、平成30年3月26日に空き家バンクに登録されました。その住宅と一体的に処分できるように地番指定を受けるものでございます。

農地の状況につきましては、担当農業委員により現地確認を行っていただいております。遊休農地であること、及び周辺農地に支障を生じないことを確認いたしております。

この地番指定についてご承認いただきますと、決裁処理を行い、本日付けをもって告示する予定でございますが、今回は次の議案第2号の3条許可申請で、この農地の売買についてもご審議いただくことになっております。

以上でございます。

代理 16番 それでは、担当委員さんの現地確認の報告をお願いします。先般現地確認を行いました。申請地は空き家に隣接しておりますが、耕作はされておりません。遊休農地であり、周辺に影響を及ぼさない農地でありますので、問題はないと思います。

代理 担当委員さんの現地調査の結果では問題ないということですが、他の委員さんから質問、ご意見はありますか。  
(異議なしの声多数)

代理 異議がないようですので、当委員会としては承認することとし、地番指定の告示をすることとします。

次に議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申

請について、事務局より説明をお願いします。

次 長 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、2件でございます。

書類審査上は、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしており、問題はないと判断いたしますが、担当農業委員さんの「地域との調和要件」などの調査報告を踏まえ、ご審議をお願いしたいと思います。

番号1番、三瓶町でございます。

申請地、志学イ〇〇〇番〇、733㎡は、市立志学中学校の東約520m市道「志学頓原線」からスクモ川沿いの市道「経塚線」を北へ約160m進んだ当たりの東側に位置しております。

譲渡人は、自宅から距離があり、労力不足のため維持管理に苦慮、当該地域で農業経営を行っている譲受人に、当該農地を譲渡するものであります。

譲受人は、自宅にほど近く、経営農地に隣接する当該農地を譲り受け、農業経営の拡大を行うものであります。

番号2番、静間町でございます。

本案件は、先ほど議案第1号でご承認いただいた、農地法施行規則第17条第2項における「空き家付き農地指定地番」の所有権移転に係るものであります。

申請地、〇〇〇番〇〇、192㎡の所在は、議案1号のとおりでございます。

譲渡人は、県外に居住しており維持管理に苦慮、平成30年3月26日に「空き家バンク」への登録が行われました。この度、譲受人の家屋等を取得し、当該地域に居住する譲受人へ譲渡するものであります。

譲受人は、家屋に隣接する当該農地を譲り受け、管理・耕作を行っていくものであります。

以上でございます。

代 理 この〇〇さんが、空き家バンクの土地を取得されるわけですね。

次 長 はい。

代 理 それでは、担当委員さんの現地確認の報告をお願いします。

15番 〇〇さん、〇〇さん両方にお会いしまして、一緒に現地に行きまして、現地を確認しました。〇〇さんの隣りで、〇〇

さん作ってくれということで、異議はありません。

代 理 2番については、先ほど議案1で報告をいただいておりますので、省略いたします。

それでは、担当委員さんは問題なしということですが、他の委員さんから質問、ご意見はありますか。

(異議なしの声多数)

異議がないようですので、当委員会としては承認することとし、おって許可書を交付することといたします。

続いて、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

次 長 農地法第4条の規定による許可申請につきましては、2件でございます。

番号1番、久手町でございます。

申請地、波根西〇〇〇〇番〇、314㎡は、JR山陰本線「久手駅」の東約300～320m、市道「大原大西線」の「大原橋」の北西側に位置しております。

農用地区域内農地でありましたので、除外申請により「大田農業振興地域整備計画書」において農用地区域からの除外が行われ、第11条公告が4月11日に終了し、現在異議申立期間中でございます。農地区分は、鉄道の駅から概ね300m以内に位置しており、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地に該当します。第3種農地の転用は原則許可となっております。

申請地は、申請者の亡き父が昭和38年に隣接地の宅地と併せて住宅を建築し、以降昭和44年頃にかけて増築を行っていたものであり、追認案件でございます。なお、本申請に併せて「顛末書」が添付されております。

番号2番、長久町でございます。

申請地、土江〇〇番〇、125㎡は、JR山陰本線「向山踏切」の南東約90～120m、「サンチャイルド長久さわらび園」の西隣り、市道「土江川南線」の北側に隣接しております。

農用地区域内農地でありましたので、申請により「大田農業振興地域整備計画書」において農用地区域からの除外が行われ、第11条公告が4月11日に終了し、現在異議申立期間中でございます。

農地区分は、農用地区域外で、街区すなわち道路、鉄道な

どの恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の占める割合が40%を超えている地域にある農地であることから、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地に該当し、第3種農地となります。第3種農地の転用は原則許可となっております。

申請地は、申請者の亡き父が昭和57年に隣接地の宅地にあった住宅の増築を行った際に住宅敷地となったものであり、追認案件でございます。なお、本申請に併せて「顛末書」が添付されております。

今回申請のありました案件につきましては、農地法第4条第6項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。

尚、2件とも農振法の除外手続き中でございますので、除外承認通知書の交付後に処分決定することとなります。

以上でございます。

代理 残念ながら、2件とも追認案件ですが、担当委員さんの現地確認の報告をお願いします。

10番 事務局から説明がありましたとおり、昭和38年から昭和44年にかけての、住宅の建設に伴いましての、追認案件です。周辺は既に、その頃住宅化しておりまして、その時に転用はなされずに、住宅化されたものと思っております。いずれにしても、近隣は既に住宅化されており、今回の転用はやむを得ないものと思っております。

異議はございません。

9番 場所は先ほど説明があったとおり、さわらびの幼稚園と、今度市道の方にさわらびさんが、建物建てられるということで、建物に囲まれた所です。周りの農地に影響の出るところではございませんし、異議はありません。

代理 担当委員さんの現地調査の結果では、問題なしということですが、他の委員さんから質問、ご意見はありますか。

(異議なしの声多数)

異議がないようですので、当委員会としては承認することとします。

なお、農振法の手続が完全に終了しておりませんので、それを受けて、当委員会としては許可書を交付することといた



します。

続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

次 長 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、6件でございます。

番号1番、川合町でございます。

申請地、忍原イ〇〇〇番〇、323㎡は、国道「375号線」の川合トンネルの南口から南へ約310m進み、市道「忍原線」を南へ分岐し約570mほど入った「忍原町バス停留所」付近にあり、市道西側に隣接しております。

農用地区域内農地でありましたので、申請により「大田農業振興地域整備計画書」において農用地区域からの除外が行われ、第11条公告が4月11日に終了し、現在異議申立期間中でございます。

農地区分は第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地となります。

譲受人は、社会福祉事業を営んでおり、この度、申請地の市道を挟んだ向かいの譲渡人所有の住宅を取得し、福祉交流施設として利用するに当たり駐車場がないため、立地条件の良い申請地を併せて譲り受け、普通車6台、マイクロバス2台分の駐車場を整備するものであります。

番号2番、久手町でございます。

申請地、刺鹿〇〇〇〇番〇、321㎡は、江谷ダムの西北西約550m、市道「江谷1号線」の西側に隣接しております。

第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地となります。

借受人は現在隣町でアパート住まいであり、二人の子供の成長により手狭となったため、この度実家にほど近い申請地を母より借り受け、個人住宅を新築するものであります。

番号3番、長久町でございます。

申請地、長久ハ〇〇〇番〇、870㎡は、JAしまね石見銀山地区本部の北西470～500m、市道「山王野井神社線」の北側、申請者の自宅の東側に隣接しております。第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地となります。

借受人は、父名義の申請地を借り受け、貸集合住宅1棟を

新築するものであります。使用貸借の期間は20年であります。

概要といたしましては、集合住宅1棟8戸、駐輪場1棟、物置8連1棟、駐車場15台分整備するものであります。

なお本申請に併せ、森山用水利用組合の「同意書」が添付されております。

番号4番、長久町でございます。

申請地、土江〇〇番〇〇、〇〇番〇〇、合計216㎡は、JR山陰本線「向山踏切」の南約60～80m、「土江自治会館」の西隣り、市道「土江川南線」の北側に隣接しております。

農用地区域内農地でありましたので、申請により「大田農業振興地域整備計画書」において農用地区域からの除外が行われ、第11条公告が4月11日に終了し、現在異議申立期間中でございます。

農地区分は、農用地区域外で、街区すなわち道路、鉄道などの恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の占める割合が40%を超えている地域にある農地であることから、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地に該当し、第3種農地となります。第3種農地の転用は原則許可となっております。

譲受人は、この度、申請地を譲り受け、娘に貸し付け、娘が美容院を建築し営業するものであります。

なお、本申請に併せて土江水利組合の「同意書」が添付されております。

番号5番、長久町でございます。

申請地、土江〇〇番〇〇、19㎡は、JR山陰本線「向山踏切」の南南東約100m、「土江自治会館」の市道「土江川南線」を挟んだ南向かいに位置しております。

農用地区域内農地でありましたので、申請により「大田農業振興地域整備計画書」において農用地区域からの除外が行われ、第11条公告が4月11日に終了し、現在異議申立期間中でございます。

農地区分は、農用地区域外で、街区すなわち道路、鉄道などの恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の占める割合が40%を超えている地域にある農地であることから、市街地の区域内又は市街



なお、今回ご審議いただいた案件のうち、番号1番、4番、5番につきましては、農振法における除外承認通知書の交付後に処分決定することとなります。以上でございます。

代 理 それでは、整理番号順に担当委員さんの現地調査の結果の報告をお願いします。

3 番 現地を確認いたしましたが、周辺に悪影響を及ぼすものではないので問題はございません。

10 番 借受人、貸付人親子関係でございます。申請地はご両親が住んでおられるすぐ近くです。周りに農地、牛舎がありますが、周りに影響を与えるものではないとおもいますので、異議はございません。

9 番 この土地ですが、側面墓地に覆われておりまして、また、水も上のため池から引いておりまして、他の田んぼに影響のあるような所ではありませんので、異議はありません。

4番、5番についても、住宅の密集地でございますので、他のほ場等に影響のある場所ではないので、異議はありません。

16 番 高速道路建設の資材置き場に使用するという案件で、問題ありません。

代 理 担当委員さんの現地調査の結果では、問題なしということですが、他の委員さんから質問、ご意見はありますか。

(異議なしの声多数)

異議がないようですので、当委員会としては承認することとします。

1番、4番、5番については、なお、農振法の手続が完全に終了しておりませんので、それを受けて、当委員会としては許可書を交付することといたします。

以上で農地法関連の議案を終わります。

会 長 続きまして、議案第5号に移ります。地籍調査実施に伴う農地の地目変更等について、事務局より説明をお願いします。

次 長 地籍調査実施に伴う農地の地目変更等につきましては、主管部署は建設部事業推進課であります。

議案の9ページの区域図をご覧ください。

対象地として1か所お示ししております。

今回は、以前平成27年9月の第9回総会において、ご承認いただいた久手⑦地区の修正分であります。この地区は総会承認後、地籍調査の成果として平成28年12月1日付で

登記が完了しておりますが、先月、今回対象地の所有者死亡による相続財産整理のため、管財人より地籍調査の成果の交付申請が行われた際に、農地のままとなっていることが判明したものです。本来ならば、平成27年の地籍調査の成果として農地から墓地への地目変更を行うべきものであります。

先般、地籍調査の修正分として事業推進課より農業委員会に対し、農地の地目変更についての意見を求められたものであります。

今回、農地から農地以外の地目に変更したいとするものは、議案の10ページの「久手⑦地目変更総括表」にありますように、畑から墓地に1筆が対象となっております。

事務局におきまして、関係資料や現地確認などの調査を行ったところ、現地には平成13年に建立された寄せ墓が建立されており、墓碑には明治3年から大正・昭和年代を経て平成28年までの亡くなられた13名の名が刻まれておりました。また、一角には8基の墓石が寄せてあり、これが、寄せ墓建立前に亡くなられた方の墓石とすると、最古のものは大正9年建立となり、昭和27年10月21日の農地法施行前より墓地であったと推定されます。

担当農業委員さんの調査結果を踏まえ、一覧表の調査後（案）の地目を承認するか否かを、ご審議いただきますようお願いいたします。

なお、本案件が承認されますと、意見書を市長宛に送付することとなります。事業推進課は、この意見書により、地籍調査の成果として法務局へ送付され、平成28年12月1日付けで地目変更登記が行われることとなります。

以上でございます。

会 長 私の担当地区です。現地に確認に行きました。事務局の説明のとおり寄墓になっており、古い墓石も近くにあり、この土地の周りも墓地がたくさんあり、以前より、墓であったのだということを確認しました。地籍調査の結果のとおり、地目変更することはやむを得ないと判断しました。

調査結果について報告させていただきましたが、その他の委員さんから、ご意見はありますか。

8 番 畑が墓地になったのはわかりましたが、それに従い面積も増えたということですか。

- 次 長 調書のとおり、16㎡から37㎡に増えたということです。
- 13番 地籍調査でなぜ洩れたのか。
- 次 長 当初筆界未定であったこの土地が、筆界未定が解消されたのを受け、地目変更すべきところを、手続洩れだったことが判明したため、今回手続をすることとなったものです。
- 会 長 他はございますか。  
(ありませんという声多数)  
ないようですので、5号議案は承認といたします。  
続いて6号議案、農用地利用集積計画について農林水産課から説明をお願いいたします。
- 三島主任 本日審議いただきます農用地利用集積計画案に基づく利用権設定及び中間管理権についてご説明します。  
始めに、平成30年5月7日公告予定の農用地利用集積計画案、利用権設定、緑色の表紙を捲っていただき1ページ目の集計表に基づきましてご説明します。  
大田町、田4,172㎡、筆数3、設定する者1名、設定を受ける者1名。  
三瓶町池田、田3,074㎡、筆数2、設定する者1名、設定を受ける者1名。  
富山町、田899㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。  
久手町、田4,619㎡、筆数4、設定する者1名、設定を受ける者1名。  
鳥井町、田1,510㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。  
長久町、田11,471㎡、筆数10、設定する者5名、設定を受ける者4名。  
五十猛町、田5,112㎡、筆数3、設定する者1名、設定を受ける者2名。  
大屋町、田2,056㎡、畑、4,822㎡、筆数6、設定する者1名、設定を受ける者1名。  
久利町、田44,195㎡、畑、190㎡、筆数41、設定する者6名、設定を受ける者2名。  
仁摩町、田728㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。  
合計、田77,836㎡、畑5,012㎡、筆数72、設定する者19名、

設定を受ける者 15 名。

利用権設定については以上です。

続きまして、農地中間管理権、黄色の表紙を捲っていただき 1 ページ目の集計表に基づきご説明します。

川合町、田9,782㎡、筆数8、設定する者 6 名、設定を受ける者 1 名。

山口町多根、田4,364㎡、筆数2、設定する者 1 名、設定を受ける者 1 名。

久手町、田8,128㎡、筆数4、設定する者 3 名、設定を受ける者 1 名。

鳥井町、田4,326㎡、筆数2、設定する者 1 名、設定を受ける者 1 名。

長久町、田17,229㎡、筆数5、設定する者 4 名、設定を受ける者 1 名。

静間町、田3,875㎡、筆数2、設定する者 1 名、設定を受ける者 1 名。

久利町、田4,710㎡、筆数4、設定する者 1 名、設定を受ける者 1 名。

合計、田52,484㎡、筆数27、設定する者 17 名、設定を受ける者 1 名。

以上ご審議よろしくお願します。

会 長 只今説明がありました、本日の案件で委員さんに関するものがいくつかあります。そちらの方から先に審議させていただきます。竹下正也委員は退出をお願いいたします。

(4 番委員退室)

会 長 富山町の 1 番、担当委員さんのご意見はどうですか。

1 1 番 ○○さん、事情により耕作ができなため、去年は作業委託により管理をされていました。今後、作業困難ということでございまして、誰か良い方はいないかと探しておられまして、○○さんにたどり着いたということです。異議はありません。

会 長 担当地区の委員さん、異議なしということですが、他の委員さん方は何かありますか。

(異議なしの声多数)

会 長 異議がないようですので、当委員会としては承認することとします。

(4 番委員入室)

4番委員にお伝えします。退席中の案件ですが、承認することといたしました。

会 長 それでは、順次担当地区の委員さんの調査結果をお願いしたいと思います。

大田町からお願いします。

17番 この3筆ですが、大田市立図書館の北にある土地ですが、再設定でもあり異議はありません。

会 長 続いて、三瓶町小屋原お願いいたします。

14番 利用権の設定を受けられる〇〇さん、まだ若いですが、一生懸命取り組んでおられる方でもありますし、新設定であります。異議はございません。

会 長 続いて、久手町関係、私が担当です。すべて再設定であり、また、利用権の設定を受けられる〇〇さん精力的に取り組まれる方です。異議はありません。

会 長 続いて、鳥井町お願いいたします。

16番 再設定であり問題ございません。

会 長 続いて、長久町お願いいたします。

9番 1番、2番、7、8、9、10番については再設定です。問題ありません。3番と6番については、昨年から1年の貸借の設定ということを知っていましたが、一応新ということになっておりますが、場所は長久小学校の裏手の大変荒廃したところで、そこに耕畜連携で牛を放されて大変きれいになっています。そういったことで、3番から6番について大変喜んでおられて異議はございません。

会 長 続いて、五十猛町お願いいたします。

16番 1番が再設定でありまして、2番、3番親子関係であり、新設定であります。異議はありません。

会 長 続いて、大屋町お願いいたします。

1番 先ほどの五十猛と同じ方で、親子関係ということで、推進委員さんにも意見を聞きました。異議はございません。

会 長 続いて、久利町お願いいたします。

1番 1番から34番まで、新規あるいは再設定であります。〇〇〇〇〇〇というところが、耕作されていて、この度利用権の設定を受ける者を一元化しようということで、問題ないと思います。35番から41番まで〇〇〇への再設定ということで問題ございません。



- 会 長 続いて、仁摩町お願いいたします。
- 5 番 再設定ですので異議はございません。
- 会 長 担当地区の委員さん異議はないということですが、ご質問、ご意見ありますか。
- (異議なしという声多数)
- 会 長 異議がないようですので、当委員会としては承認することとします。
- 続きまして、黄色の表紙、農地中間管理権について、それぞれの担当委員さんの調査結果の報告をお願いします。
- 始めに川合町からお願いします。
- 3 番 1 番から 3 番、いずれも〇〇さんが引き受けられたということです。4 番から 8 番までは、忍原地区であり、これも〇〇さんが引き受けられるということを知っております。問題ないと思います。
- 会 長 続きまして、久手町の関係でございます。1 番から 4 番まで、公社を介してそれぞれ受けられる方、地域の担い手でございまして、異議はございません。
- 会 長 続いて、鳥井町お願いいたします。
- 1 6 番 大原さんですが、〇〇〇さんに作っていただいていたのを今後断られた関係で、近くの〇〇さんに今後作っていただける予定であると聞いております。
- 会 長 続いて、長久町お願いいたします。
- 9 番 1 番から 4 番は〇〇〇の再設定ですので、異議はありません。5 番も新規ですが、〇〇〇さんが作られますので異議はございません。
- 会 長 続いて、静間町お願いいたします。
- 1 6 番 耕作しておられる方が亡くなられてまして、今度〇〇さんが作られるように聞いております。
- 会 長 続いて、久利町お願いいたします。
- 1 番 〇〇〇が作られるということを知っております。異議はございません。
- 会 長 続いて、三瓶町多根お願いいたします。
- 1 5 番 古志委員から電話をもらいまして、耕作される方は、もう決まっておられるようです。異議はございません。
- 会 長 担当地区の委員さん異議なしということですが、ご質問等ございますか。

(異議なしという声多数)

会 長 異議がないようですので、当委員会としては承認することとします。

続いて、議案第7号、大田市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、事務局より説明をお願いいたします。

白石係長 議案第7号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、説明いたします。

この指針につきましては、農業委員会に関する法律第7条第1項の規定により、「その区域内における農地等の最適化の推進に関する目標」、「その区域内における農地等の最適化の推進方法」を定めるよう努めることとなっており、別添で2枚紙3ページの(案)をお付けしております。この内容につきましては、先月の第3回総会のその他事項で皆さんにお示しし、意見聴取をさせていただいたところでございます。

また、同法第7条第2項の規定により、指針を定めるとには農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないこととなっているため、4月6日を締切りとして書面にて意見聴取を行いました。

結果は、農業委員、推進委員ともにご意見はございませんでしたが、事務局にて最終確認を行ったところ、3ページ目の上から3行目、「③農地の利用調整と利用権設定について」の部分について、修正した方がよいのではないかとの見解に至りました。

修正の内容といたしましては、タイトルに「利用権設定」とありますが、その後の本文に具体的な記載がないことが一点、また、本文の後半の集落営農の組織化・法人化等についてタイトルでは触れていないことが一点、この二点について整理する意味で次のように修正しております。

送付した議案と本日お配りした差替分をご覧ください。タイトルの「利用権設定」を削除し、「集落営農の組織化・法人化、新規参入の推進」に変更し、「③農地の利用調整、集落営農の組織化・法人化、新規参入の推進について」というタイトルに変更しました。

この件については、4月17日開催の運営委員会に諮らせていただき、承認をいただいております。本日皆さんにご承

認いただければ、この部分のみを修正し、他は（案）のとおりとして、大田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」として決定いたしたいと思います。

決定後は、同法第7条第3項の規定により公表しなければならないこととなっておりますので、ホームページにて公表する予定でございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 大田市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、皆様方にもご意見を聞かせていただきましたけれども、意見等はございませんでした。先ほど事務局より説明のありました一部修正ということで、3ページの上から3行目まる3の表題について変更をしたいということがありますが、この件について、ご意見ご質問等ございますか。

8 番 これは、具体的にこういう面はちょっとという重点的な考え方とかありますか。

白石係長 重点的な、具体的な取り組みにつきましては、また練っていくような形になろうかと思えます。大きな外枠の取組みというものです。具体的にはブロック会議等地区において、取組み内容も差異はあろうかと思えます。これから目標年に向けて、3年後の目標は平成33年となっております、具体的に詰めていくようになります。目標、手法というものと捉えていただければと思えます。

会 長 よろしいですか。

8 番 はい

会 長 他はございますか。ないようですと、一部変更もありましたが、承認してよろしいですか。

（異議なしという声多数）

会 長 承認とさせていただきます。

以上で議案の方はすべて終了いたしました。

（閉会宣告）

上記を記録し、議事に相違ないことを認め、ここに署名します。

平成30年4月23日

会 長 \_\_\_\_\_

(議事録署名委員)

7 番

---

8 番

---